

# 税チャンネル

## 税に関する証明書について

お問い合わせ 税務課 収納対策係 ☎ 0986-76-8804

### 【税務関係の証明書の発行】

証明書を取得するには、税務窓口での申請または郵便による申請が必要です。また申請者（窓口に来られた方）の本人確認書類の提示と手数料の納入も必要となります。郵便による申請の際は、市ホームページを必ず確認ください。

### ◎本人確認が必要な証明書

納税証明・所得証明・所得課税証明・資産証明・名寄・評価・公課証明など

※車検用の納税証明・地籍図・土地台帳閲覧などは必要ありません

### ◎本人確認書類について

マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・公的医療保険の被保険者証などで確認します。

### ◎代理人が交付を受ける場合

委任状（委任者の署名押印があるもの）と窓口に来られる方の本人確認書類が必要です。

### ◎所得証明書の発行可能な時期

令和8年度の所得証明書は、6月より発行可能です。現在発行可能な最新年度の所得証明書は、令和7年度（令和6年分）となります。

### ◎授業料減免や公的扶助などを受ける方へのお願

公的扶助などを受けるために税務に関する証明が必要となる場合があります。窓口へお越しの際は、提出先から送付された文書など（証明書の種類などが分かるもの）をご持参ください。

### ◎コンビニでも証明書が取得できます

コンビニのマルチコピー機で所得課税証明書と所得証明書が取得できます。取得する方のマイナンバーカードと暗証番号の入力・手数料（1枚につき200円）が必要となります。



# 国民年金のはなし

## 学生納付特例制度について

【本庁】市民環境課 戸籍年金係 ☎ 0986-76-8805  
【大隅支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 099-482-5923

【財部支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 0986-72-0934  
【鹿屋年金事務所】 ☎ 0994-42-5121

※はじめに音声ガイドが対応します

20歳になると日本年金機構から「基礎年金番号通知書」など書類一式が届きます。（すでに厚生年金に加入している方などには届きません）「基礎年金番号通知書」は会社に就職する時など一生をととして使用するの大切に保管してください。

学生の方で所得が一定額以下の場合、在学中は保険料の額が0円になる「学生納付特例制度」が利用できます。ただしその分だけ将来貰える年金額は減ります。手続方法は書類一式の中にある「学生納付特例制度の申請書」に必要事項を記入し、学生証の写しなどを添

付して返信用封筒で郵送、または住所地の市役所か年金事務所の窓口へ提出、あるいは電子申請でも行うことができます。申請が遅れると申請日より前に生じた不慮の事故や病気による障がいの障害基礎年金を受け取ることができない場合がありますのでご注意ください。また学生納付特例の承認期間は4月から翌年3年までの1年間となりますが、承認を受けた次の年度も在学予定の場合は4月初めに再申請の用紙が届きます。引き続き申請を希望する場合は必要事項を記入のうえ、忘れずに返送してください。

### 鹿屋年金事務所による出張年金相談

※年金請求の相談が優先となります

日 程	時 間	場 所	予 約 先
4月8日(水)	午前9時30分～ 午後3時30分	末吉本庁 南棟 2階 多目的室1	末吉本庁 市民環境課 ☎ 0986-76-8805

相談は無料ですが予約が必要です。定員になり次第締め切ります。